



西東京市 人にやさしいまちづくり推進計画

住んでみたい・住み続けたい・住んでいて良かったと思えるまちへ

概要版

本市では、市民、事業者、行政の適切な役割と責任のもとに、協働による「人にやさしいまちづくり」を推進するため「西東京市人にやさしいまちづくり条例」を制定・施行しました。本条例の施行を受け、人にやさしいまちづくりに向けた具体的な方向性と取り組みを明らかにするため、「西東京市人にやさしいまちづくり推進計画」を策定することとしました。

1. 計画策定の目的

本計画は、すべての市民が快適で、安全・安心に暮らしていけるまちを実現するため、人にやさしいまちづくりの推進に必要な施策を総合的・体系的に示すことを目的とします。

なお、本計画では、市民・事業者の理解・協力が不可欠であることから、ハード・ソフトの両面からの取り組みを検討・設定することとします。

2. 計画の位置づけ

西東京市における人にやさしいまちづくりの総合的な指針

- ★ 「西東京市人にやさしいまちづくり条例」の理念と本市の特性を踏まえ、人にやさしいまちづくりの実現に向けた基本方針と具体的な取り組みを示します。
- ★ 行政だけでなく、市民や事業者との協働のもとに進めていく計画とします。
- ★ 市の上位・関連計画との整合・連携を図ります。

3. 計画の期間

本計画の期間は、平成21年度から平成30年度までの10ヵ年とします。

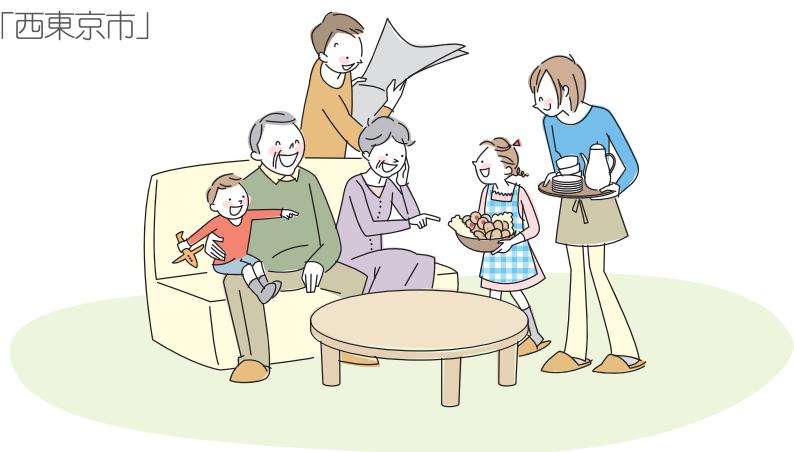
今後、社会経済情勢の変化を踏まえるとともに、上位・関連計画の改定状況等も考慮しながら適宜見直しを行い、改善を図ります。

4. 計画の基本理念

西東京市人にやさしいまちづくり推進計画の基本理念

住んでみたい・住み続けたい・住んでいて良かったと思えるまちへ

市民・事業者・行政が、あらゆる人の状況を理解し
互いに協力しながら、まちづくりや支えあい・助
けあいの活動に取り組むことにより、すべての
市民が安心して暮らしていく「西東京市」
をめざします。



5. 計画の基本方針

本計画の最も基本的な方向性（基本方針）は以下の3点とします。

- 1 だれもが人にやさしい支えあいのまちづくり
- 2 「もの」と「心」のバリアをなくすまちづくり
- 3 安らぎが感じられるまちづくり

6. 計画の視点

本計画は、以下の視点に基づき策定します。

- I 市が率先して取り組むとともに、市民や事業者の取り組みも活性化する
- II 地域福祉活動との連携を図る
- III 計画の実効性を高める
- IV 計画の進行管理と、評価・改善のしくみを整える

7. 基本目標

基本理念と基本方針をもとに、本計画では3つの基本目標を設定し、これに沿って施策の体系を展開します。

1

やさしい心と主体性を育む取り組みの推進

ユニバーサルデザインの理念や高齢者・障害者等に対する市民の理解を深めるため、普及啓発や教育、情報提供等を推進します。

また、地域におけるコミュニティ形成とさまざまな支えあいの活動を促進し、市民による人やさしいまちづくりを推進していきます。

2

すべての人にやさしい公共空間づくり

公共建築物、道路等におけるバリアフリー化と積極的な緑化により、だれもが快適に利用できる公共空間整備を推進します。また、公共交通施設のバリアフリー化を促進していくよう交通事業者に協力を要請していきます。

市民の憩いの場となる公園、緑地などの確保に努めるとともに、既存の公園・緑地についても快適性を高めるために適切な管理を行います。

3

市民・事業者の協力によるやさしいまちづくり

高齢者・障害者等にとって日常生活に不可欠な小規模店舗等について、入口の段差解消をはじめとするバリアフリー化を推進します。また、外出中の高齢者・障害者、子ども、妊婦、乳幼児連れの人などが気軽にベンチや休憩スペース、トイレ等を利用できるよう、民間施設への協力を要請していきます。

さらに、宅地や事業所敷地など民有地における緑化を促進するとともに、農地・樹林地についても積極的な活用を図ります。



8. 施策の体系と施策の内容

基本理念

住んでみたい・住み続けたい・住んでいて良かったと思えるまちへ

基本目標 1
やさしい心と
主体性を育む
取り組みの推進

1-1 心のバリアフリー等の推進

1-2 情報の収集・提供

1-3 ともに支えあう活動の支援

基本目標 2
すべての人に
やさしい
公共空間づくり

2-1 公共建築物のバリアフリー化等の推進

2-2 まちなかにおける安全性の向上

2-3 公共交通機関等の利便性の向上

2-4 公共の緑の保全と整備

基本目標 3
市民・事業者の
協力によるやさしい
まちづくり

3-1 小規模店舗等のバリアフリー化に関する支援

3-2 人にやさしいまちづくりを支援する民間施設の確保

3-3 民有地における緑化の促進



1-1 心のバリアフリー等の推進

▶ 条例の周知とともに、市民の意識啓発と学習機会の充実を図ります。

- 1) 条例の周知と基本理念の普及・啓発
- 2) 市民に対するバリアフリー教育の推進
- 3) 学校や地域での環境学習の推進
- 4) 世代間交流や障害者との交流の推進

1-2 情報の収集・提供

▶ 市民との協働によりバリアフリーに関する情報を収集し、幅広く提供します。

- 1) 市ホームページによるバリアフリー情報の提供
- 2) 市民との協働によるバリアフリーマップの更新・充実
- 3) 事業者との連携による施設情報、サービス情報の収集・提供
- 4) 支えあいの活動に関する情報の収集・提供

1-3 ともに支えあう活動の支援

▶ 地域における助けあいや支えあい活動を支援します。

- 1) 地域コミュニティの形成促進
- 2) 地域における福祉人材の育成と活動拠点の整備
- 3) みんなで支えあう地域づくりの支援
- 4) 高齢者のささえあいネットワーク事業の推進
- 5) 障害者の生活支援のネットワークの形成
- 6) 防災・防犯市民組織活動への支援
- 7) 災害時に備えた要援護者への支援体制づくり
- 8) 子どもの緊急避難場所の確保（子ども110番ピープルくんの家）
- 9) ボランティア、NPO、市民活動の支援



2-1 公共建築物のバリアフリー化等の推進

▶ 不特定多数の人が利用する身近な施設のバリアフリー化を推進します。

- 1) 市役所庁舎におけるユニバーサルデザインの推進
- 2) だれもが利用しやすい公共施設（図書館・公民館、文化・スポーツ施設等）の整備

2-2 まちなかにおける安全性の向上

▶ 安心して通行できる道路環境を創出します。

- 1) 快適な道路空間の創出
- 2) 都市計画道路の整備推進
- 3) 自転車駐車場の整備及び利用促進
- 4) 安全・安心な生活道路の整備
- 5) 交通事故や犯罪のない道路環境づくり
- 6) 駅周辺における快適なまちづくりの推進
- 7) 交通安全活動の推進
- 8) 通学路・通園路の安全確保の充実

2-3 公共交通機関等の利便性の向上

▶ 高齢者や障害者などの移動の利便性を向上します。

- 1) 鉄道駅のバリアフリー化事業の促進
- 2) 駅前広場等におけるバリアフリー化の促進
- 3) 路線バス・コミュニティバス（はなバス）の利便性向上
- 4) 高齢者・障害者等への移送サービスの充実

2-4 公共の緑の保全と整備

▶ 市民の憩いと潤いのある生活環境を整備します。

- 1) 既存の公園・緑地の適切な維持管理
- 2) 公園・緑地の確保
- 3) 水辺空間の整備促進
- 4) 公共施設における緑化の推進



3-1 小規模店舗等のバリアフリー化に関する支援

▶ 市民の生活に欠かせない店舗などのバリアフリー化を促進します。

- 1) だれもが利用しやすい施設の整備促進
- 2) 補助制度の活用によるバリアフリーの誘導

3-2 人にやさしいまちづくりを支援する民間施設の確保

▶ 民間施設の協力により、外出に困難をきたす人に対する支援を推進します。

- 1) 民間施設における外出者への支援
- 2) まちなかにおける休憩スペースの確保
- 3) 民間施設に対する優遇措置の検討

3-3 民有地における緑化の促進

▶ 市民や土地所有者との協働により、積極的な緑化を推進します。

- 1) 開発指導による緑の保全・創出
- 2) 市民・事業者による緑化の推進
- 3) 農を通した市民との交流の促進
- 4) グリーンバンク制度の利用促進



9. 計画の推進体制

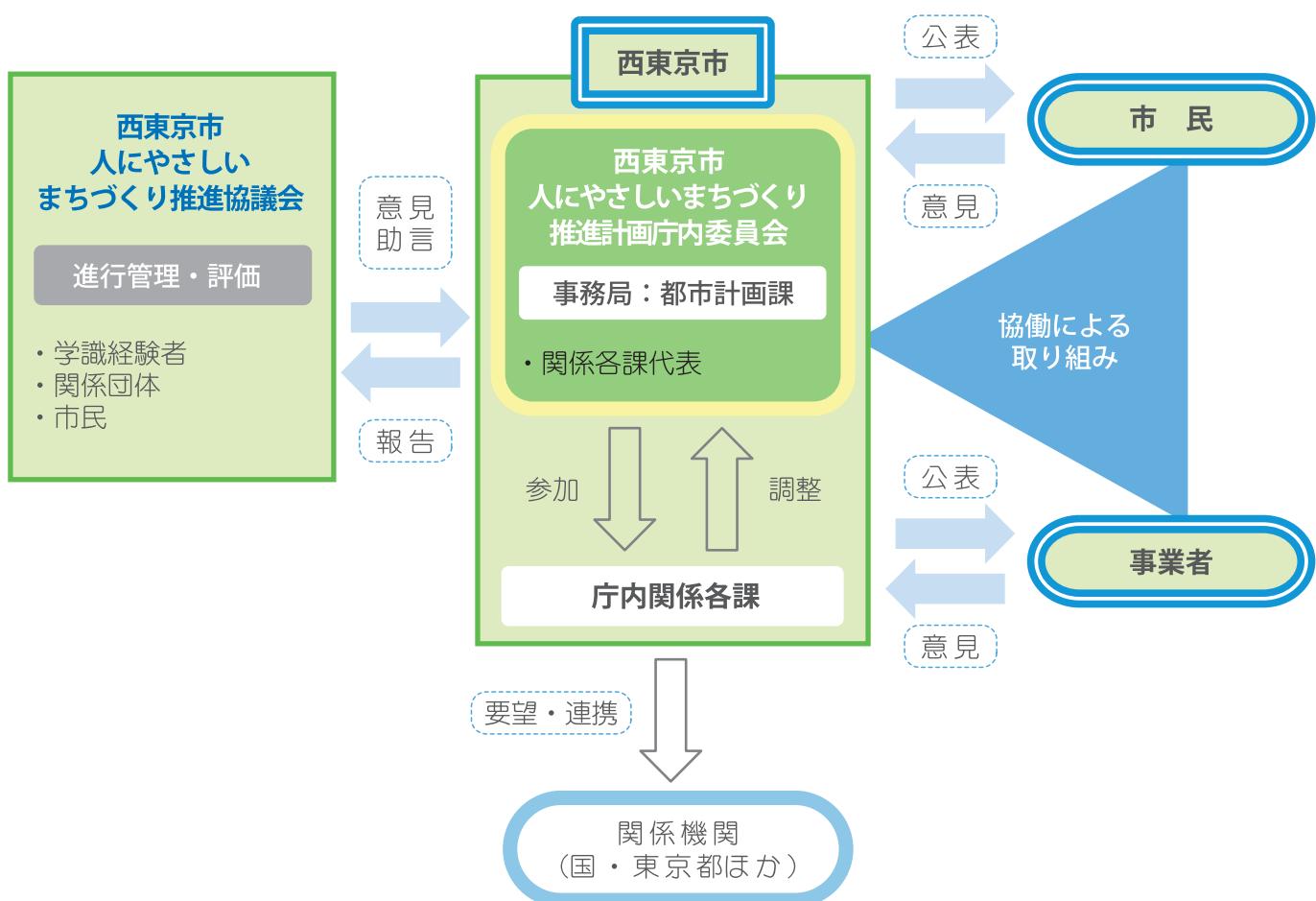
本市では、推進計画を着実に推進していくための体制を強化するとともに、施策の進ちょく状況の把握と適切な進行管理を行います。

■ 西東京市人にやさしいまちづくり推進協議会

市民、学識経験者や関係団体代表で構成し、推進計画に基づく施策・事業の取り組み状況を確認するとともに、市に対し助言を行っていきます。

■ 西東京市人にやさしいまちづくり推進計画庁内委員会

推進計画に基づく施策・事業の総合的な推進を図るための調査検討や関係各課の総合調整を行います。



西東京市人にやさしいまちづくり推進計画（概要版）

平成21年3月

発行 西東京市都市整備部都市計画課

〒202-8555 西東京市中町1-5-1（保谷庁舎）

T E L 042-438-4051（直通）

F A X 042-438-2022

ホームページ <http://www.city.nishitokyo.lg.jp/>



西東京市